

## 1. 「緊急事態宣言」の発令を受けて

平素より新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和3年4月25日（日）、国から東京都、大阪府、京都府、兵庫県に緊急事態宣言が発令されました。兵庫県および伊丹市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を経て、緊急事態宣言期間中の教育活動について、伊丹市教育委員会から通知がありましたのでお知らせいたします。

### (1) 教育活動

- ①十分な感染防止対策を講じた上で教育活動を行う。
- ②県外における活動（修学旅行を含む）は行わない。
- ③校外から多くの人々が来校する行事（参観等）は原則自粛する。



本校では上記②について、修学旅行は期間を2学期に延期します。③は修学旅行説明会・進路説明会（5月6日）、オープンスクール（5月18, 20, 21日）も延期します。部活動懇談会は、各部活動顧問からご連絡いたします。

新年度のお子さまの様子を保護者の方々にご覧いただく貴重な機会ではありますが、緊急事態宣言下であることから、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

### (2) 部活動について

- ①部活動は実施することとするが、実施場所は原則として校内とする。（※を除く）
- ②活動時間は、平日2時間以内、休日3時間以内を厳守する。
- ③高体連（高等学校体育連盟）、中体連（中学校体育連盟）、高分連（高等学校文化連盟）、高野連（高等学校野球連盟）に対して、公式戦において事前の健康管理や、試合以外のマスク着用の徹底、試合は無観客とするなど、感染防止対策を参加校に遵守するように協力を指導することを要請する。

(※) 上記①は高体連、中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）に限る。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

## 2. 「出席停止」の取り扱いについて

出席停止の扱いについては、令和3年4月16日付、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出席停止の扱いについて」にてお知らせしたところですが、この度、兵庫県教育委員会から児童生徒等の出席停止の扱いについて追加で示されたことから、伊丹市における出席停止の扱いは、下記のとおり、一部変更となります。

<出席停止扱いとするもの> → ③⑤が変更された箇所です。



- ①生徒が感染した場合 ※「治癒するまで」出席停止
- ②生徒が濃厚接触者に特定された場合  
※「感染者と最後に接触した日の翌日から14日間」出席停止
- ③生徒が検査（PCR・抗原等）を受診する場合  
※「陰性であることが確認されるまで」出席停止
- ④生徒に発熱や風邪症状等がある場合 ※「症状が改善するまで」出席停止
- ⑤同居者が以下の⑦から⑨の理由で検査（PCR・抗原等）を受診する場合  
⑦ 濃厚接触者に特定されたため  
⑧ 保健所又は医師の指示を受けたため  
⑨ 発熱や風邪症状等があったため  
※ 出席停止の期間は「同居者が陰性であることが確認されるまで」とする  
※ 「職場等の方針による検査」、「入院・手術に伴う検査」等は、原則、自宅待機を不要とする。（上記⑦から⑨に該当していないか確認が必要）

※4月16日（金）の通知の時点では「会社の指示によるもの（無症状含む）」や、「（自己判断で）念のため」PCR検査等を受ける場合は、お子さまの登校を控えるよう求められていましたが、上記の通り、お子さまに風邪症状等がなければ「登校して良い」となります。

※体調不良等がなくても、PCR検査、抗原検査等を受けられる場合には、学校に連絡をお願いします。



## 3. ゴールデンウィーク中も感染症対策を徹底してください

明日からゴールデンウィークです。新聞やテレビ等の報道では、近畿圏内の感染状況は「災害レベル」と言われています。せっかくの大型連休ですが、医療体制も逼迫している状況のため、不要不急の外出は避けてください。日常生活でもマスクの着用、手洗いの徹底、複数での会食を控えるなどして、自分自身とご家族の健康を守りましょう。

ゴールデンウィーク中に体調不良等でPCR、抗原検査等を受けられた場合は、下記へご連絡ください。

(080) 3607-9418